

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願において 日本国を指定締約国とする際の留意事項

令和3年10月

I. 国際出願時

1. 願書 (DM/1) の記載事項又は eHague 画面の入力事項

(1) 創作者の特定

日本国意匠法は創作者の記載を求めていたため、必ず「創作者」の欄に必要事項を記載又は入力してください。

(2) 意匠を構成する製品

- a. 日本国意匠法の下では、物品、建築物又は画像に該当するものが保護の対象となります（表面模様、ロゴ、装飾等は、日本国意匠法の下では保護を受けることができず、拒絶の対象となります）。
- b. 日本国意匠法の下では、店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠であって、全体として統一的な美感を起こさせる場合に内装の意匠（一意匠）として意匠登録を受けることができます。
- c. 日本国意匠法の下では、同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像であって、所定の43種（別紙参照）のいずれかに該当し、全体として統一がある場合に組物の意匠（一意匠）として意匠登録を受けることができます。

(3) 優先権の主張

優先権を主張する場合には、必ず「優先権の主張」の欄に必要事項を記載又は入力してください。

2021年10月1日以降の国際出願は、ANNEX V を用いて優先権証明書を提出することができます。

eHague で書面で発行された優先権証明書を添付する場合は、カラーデータでスキャンの上アップロードしてください。

優先権証明書は、DAS アクセスコードを記載することにより提出を省略することができます。

日本国特許庁に対して、事後的に優先権の主張を行うことはできません。（→II. 1. 参照）

(4) 本意匠の表示

日本国意匠法の下では、同日又は先に出願した自己の意匠（本意匠）に類似する意匠について、一定の条件下で関連意匠として意匠登録を受けることができます。関連意匠として出願する場合には、「関連意匠（本意匠との関連）」の欄に必要事項を記載又は入力してください。なお、国際公表後に、日本国特許庁に対して補正の手続を行うことも可能です。（→IV. 1. 参照）

(5) 新規性喪失の例外に関する宣言

新規性喪失の例外適用を申請する場合には、「新規性喪失の例外」の欄に必要事項を記載又は入力してください。なお、この申請の手続は、国際公表後30日以内に日本国特許庁に対して行うことも可能です。（→II. 2. 及びIV. 1. 参照）

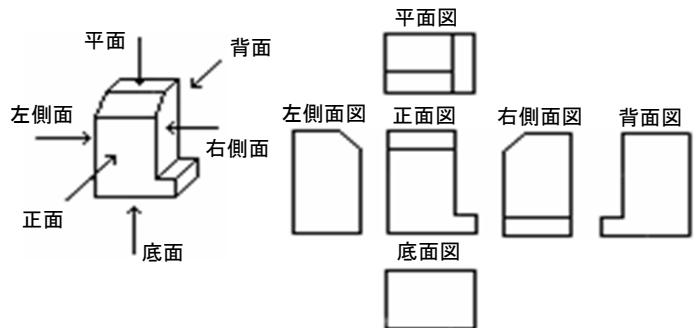
新規性喪失の例外適用の対象となるのは、国際登録日前1年の期間に公開された意匠に限られます。

2021年10月1日以降の国際出願は、ANNEX II を用いて新規性喪失の例外証明書を提出することができます。

2. 複製物

(1) 意匠を明確に表すために十分な数の図

複製物には、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図、例えば、正面図、背面図、平面図、底面図、左側面図及び右側面図を提出します。願書 (DM/1) 又は eHague 画面の該当欄にも、対応する図の表示の記載又は入力を行ってください。(具体的な形状によっては、意匠を明確に表すために追加の図が必要な場合があります。)



(2) 物品等の部分の意匠について保護を求める場合

物品、建築物又は画像の部分の意匠について保護を求めるために、実施細則第 403 節(a)(ii)に従い複製物中に保護を求めない部分を表す場合には、願書 (DM/1) 又は eHague 画面の「説明」の欄にも、対応する説明の記載又は入力を行ってください。

II. 国際登録の公表後に日本国特許庁へ手続すべき事項

1. 優先権証明書の提出

国際出願時に優先権を主張し、かつ、優先権証明書を提出していない場合には、国際公表後 3 か月以内に、日本国特許庁に対して優先権証明書を提出する必要があります。優先権証明書は、DAS アクセスコードを記載することにより提出を省略することができます。(→IV. 1. 参照)

2. 新規性喪失の例外証明書の提出

国際出願時に新規性喪失の例外適用を申請し、かつ、新規性喪失の例外証明書を提出していない場合には、国際公表後 30 日以内に、日本国特許庁に対して新規性喪失の例外証明書を提出する必要があります。(→IV. 1. 参照)

III. 拒絶の通報への対応

拒絶の通報に示された拒絶の理由に対して意見を述べる場合や、拒絶の理由を踏まえて国際登録の意匠を補正する場合には、日本国特許庁に対して手続を行う必要があります。また、拒絶の通報に記載された協議指令に基づき協議の結果を届け出る場合も同様です。(→IV. 1. 参照)

拒絶の通報への応答期間は以下の通りです。

- ・日本国内に住所又は居所を有しない者：日本国特許庁の発送日から 3 か月
- ・日本国内に住所又は居所を有する者：日本国特許庁の発送日から 60 日

応答期間は、応答期間内又は応答期間経過後 2 か月以内に日本国特許庁に対して手続を行うことにより、応答期間の満了日から 2 か月延長することができます。(→IV. 1. 参照)

IV. その他

1. 日本国特許庁に対する手続のルール

- (1) 日本国内に住所又は居所を有しない者（在外者）は、日本国内に住所又は居所を有する代理人を通じて手続を行う必要があります。なお、代理人を通じて手続を行う場合には、日本国特許庁に対して当該代理人を届け出る必要があります。
- (2) 日本国特許庁に対する手続は、国際登録が公表されてから行わなければなりません。国際公表前に提出された手続書類は受理することができませんのでご注意ください。
- (3) 手續は書面により行います。出願ソフトを用いたオンライン手続を行うことはできません（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判に係る手続を除く）。
- (4) 国際登録が複数の意匠を含む場合、日本においては、日本国意匠法の規定により、含まれる

意匠ごとにされた複数の意匠登録出願とみなされます（国際登録の分割手続は不要です）。よって、日本国特許庁に対して手続を行う際には、これら意匠ごとに手続書類を作成して提出してください。

2. 個別指定手数料の返還請求

次の場合には、6か月以内に日本国特許庁に対して所定の手続を行うことにより、日本の個別指定手数料の一部について返還（日本円）を受けることができます。（→IV. 1. 参照）

- ・日本において拒絶の査定又は審決が確定した場合
- ・日本を指定国とする意匠の出願が存在しなくなった場合（国際登録の放棄、限定等）

3. 意匠保護の存続期間

日本における意匠保護の存続期間は、日本における意匠権の設定の登録の日からはじまり、国際登録の日から25年で終了します。（国際登録日が2020年3月31日までの出願は、日本における設定登録の日から20年で終了。）関連意匠の意匠権の場合は基礎意匠（最初に本意匠として選択した一の意匠）の出願日（基礎意匠が国際出願の場合は、その国際登録日）から25年で終了します。

なお、日本において意匠権の設定の登録を受けた国際登録の意匠については、国際公表後、意匠権の設定の登録前の期間における第三者の実施（模倣）に対して補償金請求権が発生します。

(別紙)

組物			
1	一組の食品セット	23	一組の運動競技用品セット
2	一組の嗜好品セット	24	一組の楽器セット
3	一組の衣服セット	25	一組の教習具セット
4	一組の身の回り品セット	26	一組の事務用品セット
5	一組の美容用具セット	27	一組の販売用品セット
6	一組の繊維製品セット	28	一組の運搬機器セット
7	一組の室内装飾品セット	29	一組の輸送機器セット
8	一組の清掃用具セット	30	一組の電気・電子機器セット
9	一組の洗濯用具セット	31	一組の電子情報処理機器セット
10	一組の保健衛生用品セット	32	一組の測定機器セット
11	一組の飲食用容器セット	33	一組の光学機器セット
12	一組の調理器具セット	34	一組の事務用機器セット
13	一組の飲食用具セット	35	一組の販売用機器セット
14	一組の慶弔用品セット	36	一組の保安機器セット
15	一組の照明機器セット	37	一組の医療用機器セット
16	一組の空調機器セット	38	一組の利器、工具セット
17	一組の厨房設備用品セット	39	一組の産業用機械器具セット
18	一組の衛生設備用品セット	40	一組の土木建築用品セット
19	一組の整理用品セット	41	一組の基礎製品セット
20	一組の家具セット	42	一組の建築物
21	一組のペット用品セット	43	一組の画像セット
22	一組の遊戯娯楽用品セット		